

8月5日（火）に低圧電気取扱業務特別教育を開催いたします。

低圧電気業務とは、交流 600V 以下、直流 750V 以下の充電電路の施設若しくは修理の業務または配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務です。

上記に加えて、感電の恐れがあると判断した場合は、低圧電気取扱業務特別教育の受講が必要です。

（作業例）

アーク溶接等の業務で溶接用ケーブルを作業分電盤へ接続する時も特別教育を受講したものしか作業できません。

分電盤および配電盤の開閉作業も特別教育を受講したものしか作業できません。